

1 こどもまんなか社会の実現

(1) こども・子育て政策の強化

こどもを望む全ての人が安心してこどもを産み・育てることができるよう、特に多くの地方自治体が独自に実施しているこども医療費やひとり親家庭医療費等の助成制度、多子世帯への保育料や学校・保育所等の給食費等を含めた利用者負担額、高等学校及び高等教育の費用負担軽減について、国の責任において、長期的に安定的な財源を確保し、全国一律の制度を構築するとともに、地方自治体に発生する様々な負担に対して、十分な人的・財政的支援を講ずること。併せて、地方が地域の実情に応じてきめ細かに行うサービスの提供などについても、地方の創意工夫が生かせるよう、国の責任において、必要な財源措置を講ずること。

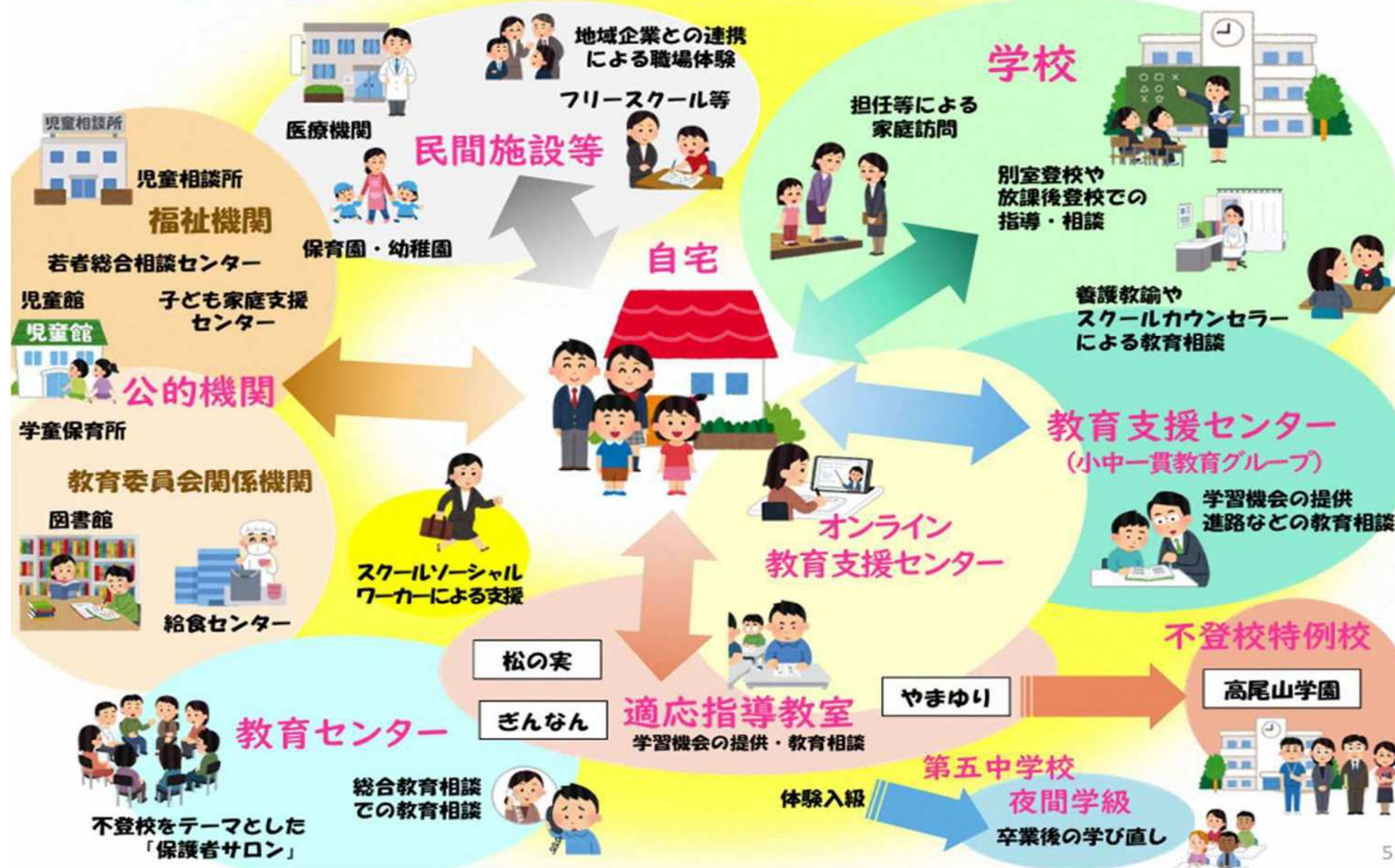
また、幼児期の教育・保育、子育て支援の質・量の充実を図るため、保育人材の確保や処遇改善、保育所等の老朽化対策等の施設整備補助の事業費確保や嵩上げ等の措置を講ずること。こども誰でも通園制度については、一時預かり事業との整合性を図った上で、各都市の実情や受入体制に応じて対応できる柔軟な仕組みとするとともに、保育士等の負担も十分に考慮した財政措置を講ずること。さらに、放課後児童クラブ支援員等の処遇改善や施設整備補助の嵩上げ等の財政措置を拡充すること。加えて、医療的ケア児や配慮を要するこどもの受入促進に係る財政措置の更なる拡充等を図ること。

(2) 持続可能な学校体制づくり

全国的な教職員不足を解消し、地域の実情に応じた学校の働き方改革の推進と教育の充実を実現させるため、義務教育費国庫負担制度による教職員の給与費について、地方に負担転嫁することなく、その所要額全額について、適切な財政措置を講ずること。また、教職調整額の見直しや管理職手当等の引上げ、新たな手当の創出を図るとともに、その所要額について、国の責任において必要な措置を確実に講ずること。また、臨時的任用教員の処遇改善を図るとともに、部活動指導員や教員業務支援員、スクールロイヤー等についての配置拡大や補助基準額の引上げなど、教職員の負担軽減・働き方改革の推進が確実に進められるよう、一層の財政措置を講ずること。

とりわけ、教職員の産育休・病休等による欠員に対する年度途中の教師の補充が非常に困難であり、学校運営にも影響を及ぼす状況であるため、年度当初から余裕のある人員配置を可能とする基礎定数の抜本的な改善を行うこと。また、現行の産育休の欠員に対する加配定数措置に病休等を加え、対象期間を通年化するよう充実を図ること。加えて、法改正により、産育休・病休等の欠員の代替者に正規教職員を充てた場合にも国庫負担金の対象とすること。さらに、こどもたちを取り巻く環境の多様化など様々な課題に対応するため、基礎定数及び加配措置の更なる改善を図るほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職を教職員定数として算定するとともに、国庫負担金の対象とすること。

「つながるプラン」でつながる支援（支援イメージ）



「住民参加のはしご」の8段階

もう少しわかりやすく整理すると・・・

「住民参加のはしご」の8段階			
住民の力が生かされる住民参加	8	住民によるコントロール	住民主体の活動に行政を巻き込む
	7	委任されたパワー	住民主体の活動
	6	パートナーシップ	住民と行政との協働、決定権の共有
印としての住民参加	5	懐柔	行政主導で住民の意思決定のある参加
	4	意見聴衆	与えられた役割の内容を認識した上での参加
	3	お知らせ	形式的住民参加(限定された参加)
住民参加とは言えない	2	セラピー	お飾り住民参加(利用された参加)
	1	操り	操り参加(趣旨や役割の不明確な操られた参加)
参考: 住民参加のはしご(シェリー・アーンスタイン1969)、協働のデザイン(世古一穂2001)			